

令和7年11月21日

【内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

## 【概要書】

国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和6年度特定公募型研究開発業務（革新的研究開発推進基金）に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

### <<報告書の概要>>

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和6年度特定公募型研究開発業務（革新的研究開発推進基金）に関する報告書を、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

#### （1）国立研究開発法人日本医療研究開発機構の令和6年度の業務報告書

令和6年度の業務内容として、健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業については、「認知症・脳神経疾患研究開発イニシアティブ」の早期実現に向けて、「認知症克服への挑戦」をテーマに、令和6年3月からプロジェクトマネージャーの第4回公募を開始する等、本事業目標達成に向けた研究開発を着実に推進した。

革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）については、応募数拡大のためのワークショップ、説明会開催等により申請があった22件から、効果的な財務リスクマネジメントの実施及び厳正な評価を経て、4件（アカデミアタイプ）と3件（スタートアップタイプ）を採択した。

ワクチン開発推進事業については、機動的な課題管理や運営体制の維持・継続を行うことにより、科学的に妥当な研究開発となるように努めた。また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が企業に対して行う相談業務に事業担当が同席するとともに、今後必要になる変異株対応ワクチンについても支援を実施した結果、承認事項一部変更承認を含む薬事承認3件というワクチンの実用化における成果が認められた。

ワクチン・新規モダリティ研究開発事業については、新規モダリティ枠（異分野参入促進型）の公募において6件採択するとともに、過去採択課題に対しては、綿密な進捗管理、Go/No-Go判断等の機動的な課題管理を実施した。また、感染症有事の際に迅速なワクチン開発を可能とする病原体輸送に関する演習を実施し、課題の把握及び改善に努めた。

ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業については、喫緊性の高い研究計画変更を機動的に承認するなど迅速に対応した。また、5つの研究開発拠点で進めている研究開発のうち、2件がワクチン・新規モダリティ研究開発事業に導出されるなど、ワクチンの実用化に向けた研究開発の進展に貢献した。

創薬ベンチャーエコシステム強化事業については、ベンチャーキャピタル公募の第4回公募で5社、第5回公募で2社を採択するとともに、第2回公募で認定した2社について中間評価を行い、9社全ての認定を更新した。創薬ベンチャー公募については、適切な評価項目等を定め、計4回の公募で19件を採択したほか、過去採択した3件について中間評価（ステージゲート審査）を実施した。

大学発医療系スタートアップ支援プログラムについては、令和6年8月に橋渡し研究支援機関のうち4機関を医療系スタートアップ支援拠点として採択し、当該採択機関において令和7年3月末までに計16件のシーズを採択するなど、事業化支援を開始するとともに、若手人材の発掘・育成や医療に特化したアントレプレナー育成プログラムを開始した。

医学系研究支援プログラムについては、医学系の研究力向上のための大学病院体制の抜本的改革を目指し、公募に向けた事業内容の具体的な検討を行い、大学の公募を開始した。また、事業成果の最大化を図るため、「国家戦略上重要な研究課題」を踏まえて実施機関における強みを活かした研究推進構想を定め、戦略的に研究を推進する仕組みを整備した。

- (2) 報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見
- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、透明性・公正性に十分留意しながら着実に業務を実施し、適正であったと認められる旨の意見。

連絡先は省略。